

生活保護費詐欺事件に関する滝川市からの報告書の概要

このたびの生活保護費詐欺事件について、平成20年4月18日に、第三者委員会から、専門的・法的視点や市民目線での客観的かつ公正な検証と再発防止のご提言をいただきました。

この検証報告を厳粛に受け止め、著しく行政に対する信頼を失墜させたことを謙虚に反省し、徹底した再発防止策と市役所改革を進めてまいります。この報告書は、新たな決意の下に再発の防止と信頼の回復を進める基本の方向性を明らかにしたものであり、常に点検しつつ、確実に実行してまいります。

1 行政対応上の4つの問題点

第三者委員会では、なぜ巨額の生活保護費が長期にわたって支出され続けたのか、どこに問題があり、どのような対応が必要だったのか等、様々な角度から検証いただきました。行政対応の根底には、次の4つの問題があったと認識しています。

(1) 行政の執行責任者としての対応の不十分さ

今回のケースについては、市長は指揮監督権を、副市長は監督権を有する者として、具体的な情報を知り得た時点で直接問題解決にかかわり、徹底した調査対応を指示すべきでした。

(2) 行政執務における徹底の不十分さ

医師の判断や北海道への相談などを根拠にして行った対応は十分なものではなく、更なる病状調査や検診命令の措置をとるべきであり、生活状況等の把握においても、より踏み込んで講ずべき手段があったと考えます。

(3) 公金支出に対する税意識の不十分さ

生活保護費は国民の税金で賄われており、公金の意識を徹底し、「他人のお金」意識ではない、「自分のお金」意識で強い倫理規範を持って執行していくことが必要であり、公金支出に対する事前チェック、事後の監視に不十分さがありました。

(4) 問題に対する組織的対応の不十分さ

処遇困難ケースについては、担当者は、査察指導員とともに上司に指示を仰ぎ、また、管理職も積極的に関与し組織的対応をすべきであり、事務引継ぎを含め、組織として問題への取組が十分ではありませんでした。

2 福祉事務所の再発防止策と市役所全体の改善策

(1) 福祉事務所の再発防止策

福祉事務所として再発防止に向けて、より厳格で公平・公正な事務の実施、チェック体制を強化するために5つの視点から具体的改善策に取り組みます。

ア 事務手続の改善

各種扶助の支給に際し、業者等の見積りについては、申請主義を基本としつつも、業者等の選定と価格の妥当性などを厳格にチェックします。

イ 医療扶助の実施体制の強化

滝川市としての「医療扶助の適正な執行に係る指針」を5月を目途に策定するとともに、医療機関への受診継続等に疑義があると認められる場合は、検診命令により、必要な指導を行います。医学的判断が必要な特殊事案については、「医療扶助対策検討会議(仮称)」を新たに設置し、適正かつ公正な医療扶助の実施体制を構築します。

ウ 生活状況等把握の徹底

処遇困難ケースには、月に複数回の訪問面談を行い、民生委員との協力体制を強化します。

エ 福祉事務所の組織体制の強化

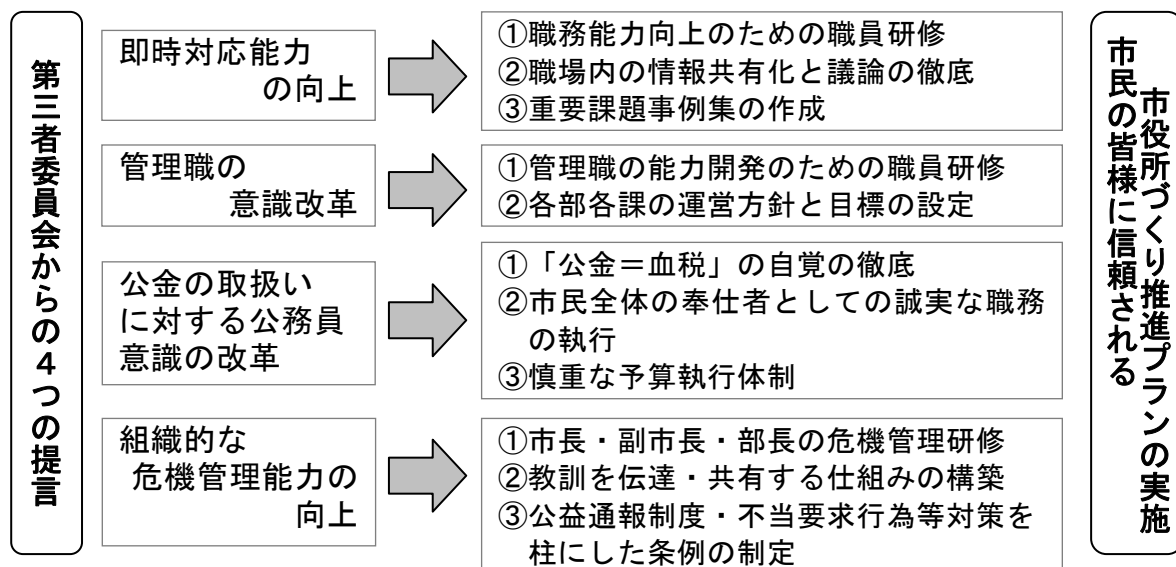
処遇困難ケースには、ケース診断会議の充実のほか、顧問弁護士、嘱託医、元警察官を含めた「処遇困難ケース対策検討会議(仮称)」を新たに設置し、組織体制を強化します。また、ケースワーカーを増員します。

オ 職員の意識改革

職責を果たすための相互研さん、他市との情報交換や研修会の開催、管理職の危機管理の徹底を図ります。

(2) 市役所全体の改善策

第三者委員会からの4つの具体的提言に基づき、信頼される市役所づくりを職員一丸となって強い決意を持って取り組んでまいります。



3 生活保護費詐欺事件以外で問題となった事項及びその対応

生活保護費詐欺事件との直接の関連性はありませんが、移送費以外の事項について、その内容と対応について報告します。

(1) 公営住宅家賃の問題

事実上公営住宅を退去しているにもかかわらず、届出がないことを理由に、退去後も家賃を賦課し、家賃滞納金額を膨らませることになったことから、公営住宅の入居者の無届での退去については、実態に則した対応を徹底します。

(2) 逮捕勾留期間の生活保護費不正受給の問題

平成15年1月に逮捕事実があることが明らかになりましたが、勾留事実が把握できず、生活保護費が支給されていきました。今後は、生活状況等の把握の徹底を図るとともに、夫婦に対し生活保護費の返還を求めてまいります。

(3) 市役所各部署へのクレーム等

市役所各部署へのクレーム等が多くあったことが明らかになりましたが、市役所へのクレーム等については、全庁において情報の共有化を図り組織的な対応に努めます。また、元警察官を採用し相談体制の強化や不当要求行為等への対応の充実を図ります。

4 市長、副市長及び関係職員の処分等について

第三者委員会からの検証報告と、生活保護費詐欺事件以外で問題となった事項を併せ、地方公務員法に基づき、次のとおり厳正に行います。

市長 平成20年1月から12月までの12か月間 給料月額の50%減額（既に減額済みの4か月間分を含む。）

副市長 平成20年5月から10月までの6か月間 給料月額の30%減額

関係職員 当時の福祉事務所長・福祉課長 停職2か月

減給10% 6か月 2人 減給10% 4か月 1人 減給10% 2か月 1人

減給10% 1か月 3人 戒告 3人 厳重注意 7人

5 国庫負担金及び損害額への対応

(1) 生活保護法施行事務に係る改善措置への対応

既に再発防止策を進めていますが、本年4月中に改善措置を北海道及び厚生労働省に提出し、国や北海道の指導・助言を仰ぎ、再発防止策の徹底を図ります。

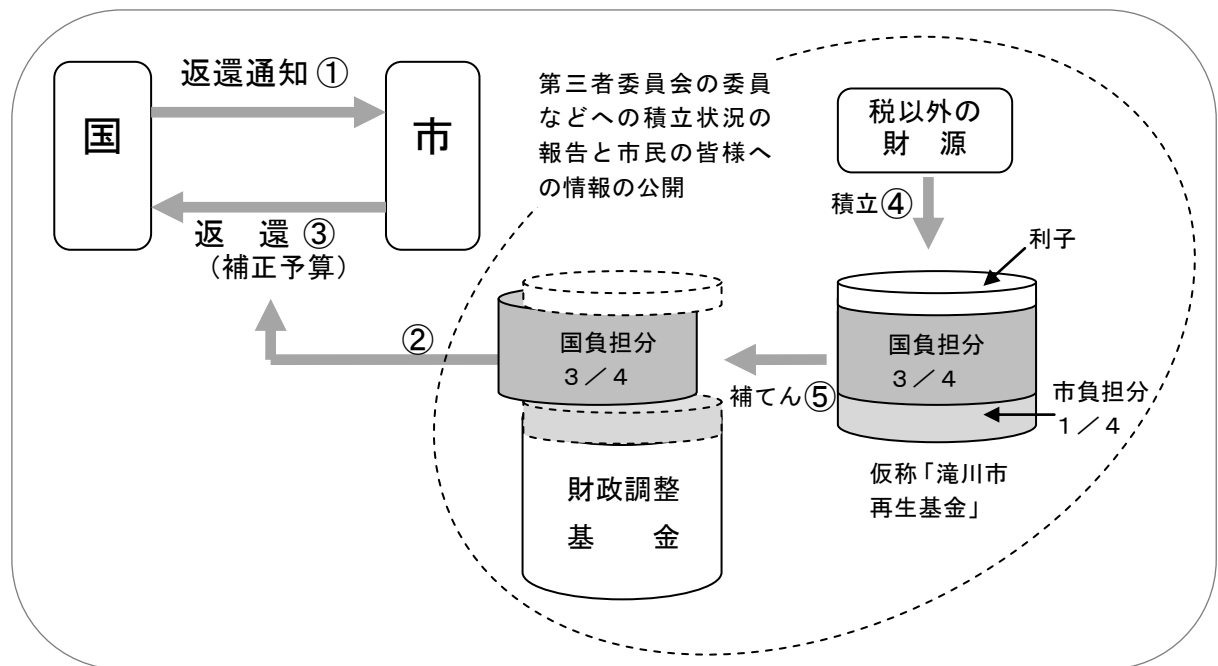
生活保護法による事務処理について、厚生労働省の現地調査、会計検査院の現地検査が行われましたが、保護費の支出が仮に不適正と判断された場合は、厚生労働省が滝川市に対して国庫負担金の返還を求めることになります。

(2) 被告人に対する生活保護費の返還請求及び損害賠償の訴え

被告人に対し生活保護法第78条の規定による生活保護費の返還を求めるとともに、損害賠償を求める民事訴訟を起こし、取り得る法的措置を適正に講じます。(タクシー会社の債権等を仮差押えしています。)

(3) 国庫負担金の返還を求められた場合の補てん方針

国庫負担金の返還を求められた場合は、「最終的に税の投入をしない仕組み」により、期限を定めて処理することとします。現段階においては、以下の仕組みを検討しています。



6 確実な実行と市民への説明責任

- (1) 第三者委員会のご提言を確実に実行するため、「福祉事務所の再発防止策」及び「市役所全体の改善策」に、職員とともに市役所一丸となって迅速かつ着実に取り組みます。
- (2) 取組の成果や創設する基金への積立状況について、定期的に第三者委員会の委員などに報告し、指導・助言をいただきます。
- (3) 取組状況は、広報たきかわや公式ホームページ等により市民の皆様へ情報を公開するほか、まちづくり懇談会などで市民の皆様へご説明します。